

令和7年度山形県水素エネルギー利活用実証研究支援事業費補助金

交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、カーボンニュートラル実現の一翼を担うエネルギーとして期待される水素エネルギーの利活用を推進するとともに、地域におけるカーボンニュートラルと持続的な成長が両立する社会の実現を目指すため、県内において水素関連技術を用いた実証事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で事業者に対し補助金を交付する。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付を受けることができる事業者（以下「補助事業者」という。）は、日本国内に事業所を有する者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる実証事業（以下、「補助事業」という。）は、別表左欄に掲げるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助金の交付の決定の日から令和8年2月27日までに実施した別表右欄に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下「補助対象経費」という。）の実支出額の合計に3分の2を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は10,000,000円のいずれか低い額とする。

(交付の申請)

第5条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 知事は、補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、当該補助事業者に通ずるものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金の額の増を伴う変更
 - (2) 補助対象経費の合計額の20%を超える増減（増減額が10万円以内の場合を除く。）
- 2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第2号）に第5条各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。
- 3 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。
- 4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（別記様式第4号）を提出しなければならない。
- 5 規則第7条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。
- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
 - (2) 規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類については、補助事業完了の年度の翌年度から5年間（取得財産等のうち規則第22条及び第10条第1項の規定により処分が制限されているもの（次号において「処分制限財産」という。）に係るものについては、当該制限を受ける期間）保管しておかなければならない。
 - (3) 処分制限財産については、財産管理台帳（別記様式第5号）を備え付けておかなければならない。

(状況報告)

第8条 規則第12条の規定による補助事業状況報告書（規則別記様式第2号）は、知事が必要があると認めて求めた場合において、事業実施状況調書（別記様式第6号）を添付して、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業完了後15日を経過した日又は令和8年3月13日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第7号）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の支払)

第 10 条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。
ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付の決定の後に、概算払をすることがある。

2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(別記様式第 8 号)に資金計画を添付して、知事に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第 11 条 規則第 22 条第 2 号及び第 3 号の規定により、機械及び重要な器具で知事が指定するもの並びに知事が補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めて定めるものは、取得し、又は効用の増加した価格が 1 件 50 万円以上のものとする。

2 規則第 22 条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

3 補助事業者は、規則第 22 条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書(別記様式第 9 号)を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(疑義)

第 12 条 補助事業者は、この要綱に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ、知事の指示を受けるものとする。

(補足)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 16 日から施行する。

別表

| 補助事業 | 補助対象経費（※） |
|---|---|
| <p>県内で実施される水素関連技術を用いた取組みのうち、本県が有する地域資源や特色を活かしながら、将来的な社会実装を見据えた実証を行うもの</p> | <p>①器具備品及び機械装置費 ②借料及び損料 ③消耗品費及び材料購入費 ④通信運搬費 ⑤会場使用料 ⑥委託費 ⑦その他知事が特に必要と認める経費</p> |

※ 補助対象経費には、次に掲げる経費を含めないものとする。

- (1) 交付決定日よりも前に発注、購入、契約等を実施した経費
- (2) 補助事業期間内に発注・契約、納品・完了・検収、支払等、事業上必要な手続きが全て完了していない経費
- (3) 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- (4) その他知事が不相当と認める経費